

日総第102301号
令和2年10月23日

教 育 長
総務政策主監
議会事務局長
各 所 属 長

} 様

副 町 長 津 田 誠 司

令和3年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、日野町財務規則第7条の規定に基づき、別紙「令和3年度予算編成方針」により令和3年度予算を編成しますので、予算見積関係資料を調製し、別途通知するところにより総務課長あて提出されるよう、命により通達します。

令和3年度予算編成方針

1 国内経済の動向について

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」とし、先行きについては「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とされています。

政府は、令和2年7月17日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、国は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難ともいふべき局面に直面し、日本経済は極めて厳しい状況にあるとし、先行きについては感染症拡大防止策を講じつつ社会経済活動レベルを段階的に引き上げていく中で、経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくとしています。また、感染症拡大に伴う危機の克服と、アフターコロナとしての新しい日常の実現を強調し、新たな日常の実現に向けた次世代型行政サービスの早期実現、複数地方自治体による公共サービスの広域化・共同化、また、地方公営企業の自治体間連携および業務効率化とデジタル化の推進等を挙げ、コロナ対策の過程で大きな課題として浮上した自治体のデジタル化について、新技術の単なる導入だけでなく、業務の運営および組織の在り方等の転換に、この1年で集中的に取り組むとしており、今後、強力で推進されていくことが予想されます。

これらを踏まえ、令和2年7月21日に閣議了解された「令和3年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、感染症への対応が喫緊の課題であるとされていますが、来年度予算をはじめとする対応について、現時点で予見することに限界があるとの認識を示しており、概算要求の段階で予算額等を決めることはしないとしています。そのような中、概算要求の方針として、①要求額は基本的に前年度と同額、②感染症への対応など緊要な経費は、別途、所要の要望が可能、③その際には、歳出改革の取り組みを強化し、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化、④年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、SACO・米軍再編関係経費、厚生年金保健事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費、社会保障の充実等の平年度化に伴う前年度からの増加の取り扱い等は予算編成過程で検討、の

4点が挙げられています。

令和3年度においては、これら国の経済財政運営の動向とともに、当町の行財政運営にも大きな影響を与える取り組みを注視し、特に新型コロナウイルス感染症への対応および地方創生に向けて新たに創設される交付金などについては、情報収集に努め、適切に対応していく必要があります。

2 地方財政を取り巻く環境について

地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額は、「令和3年度の地方財政の課題」によると、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の大幅な減収が見込まれる中、感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災、国土強靱化等の重点課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、令和2年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

具体的には、「令和3年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」において、地方の歳入は、地方税で38.2兆円（対前年度比 $\Delta 2.8$ 兆円（ $\Delta 6.8\%$ ））、地方交付税で16.2兆円（対前年度比 $\Delta 4$ 千億円（ $\Delta 2.4\%$ ））と大幅な減収が見込まれており、一方、実質的に同水準の一般財源総額を確保するため、臨時財政対策債を6.8兆円（対前年度比 $+3.7$ 兆円（ $+116.5\%$ ））と大幅に増額しており、結果、地方の一般財源総額は、63.2兆円（対前年度比 $\Delta 2$ 千億円（ $\Delta 0.4\%$ ））と減額となっています（水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源は、62.1兆円（対前年度比 $+4$ 千億円（ $+0.6\%$ ））と微増）。

減収とされている地方税は、7月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」による各種指標等を用いて試算されており、現在のコロナ禍における経済の停滞が反映されています。また、地方交付税についても同様に、地方交付税の財源である国税および地方税の収入見込みから減額とされており、これらの主要な一般財源の大幅な減に対応するため、近年、発行額を大きく抑制されてきた臨時財政対策債を大幅に増額して対応しています。

一方、地方の歳出は、一般行政経費で社会保障費等の地方負担増を見込んで41.1兆円（対前年度比 $+7$ 千億円（ $+1.7\%$ ））と増、公債費で建設地方債等の償還が減少すると見込んで11.6兆円（対前年度比 $\Delta 0.1$ 兆円（ $\Delta 0.8\%$ ））と減、その他経費で経済の停滞による不交付団体の水準超経費が減少すると見込んで5.1兆円（対前年度比 $\Delta 0.6$ 兆円（ $\Delta 10.2\%$ ））とされています。歳出総額は90.8兆円（対前年度比 $+0.0\%$ ）と昨年度と同額程度となり、水準超経費を除く交付団体

ベースの一般財源は微増となっていますが、地方税の落ち込みによる交付団体の増加が影響していると考えられることから、現在の交付団体における一般財源は増加しないと考えられます。このことから、地方の一般財源が令和2年度とほぼ同水準に据え置かれており、次年度の地方の行政需要増加分も、本年度とほぼ同水準の一般財源で対応しなければなりません。

3 当町の財政状況と収支見通しについて

令和元年度決算では、町税が41億5,071万円、前年度比2億187万円（5.1%）の増となりました。内訳として、町民税が前年度比1億5,398万円（8.3%）の増、固定資産税が前年度比4,269万円（2.3%）の増となっています。町民税では、町内主要企業の業績が前年度に引き続き好調であったことから、大幅な増収となりました。税収は景気変動に影響されやすいことから、今後の変動には留意する必要があります。

地方交付税は、令和元年度決算で13億1,370万円と前年度比2億8,152万円（△17.6%）減となりました。これは基準財政収入額における市町村民税法人税割が大幅に増額したことが要因であり、景気の動向や算定基準の改正により大きく変動するものです。

歳出では、年々増加する社会保障関係経費、更には過去の建設事業に伴う公債費の増など、義務的経費の増加が目立ち、総額で前年度比1億7,685万円の増となりました。

財政の弾力性を示す経常収支比率は89.6%となり、前年度（84.6%）と比較して5.0ポイント悪化しました。これは、令和元年度の地方交付税および臨時財政対策債等の経常一般財源が大幅に減少したことが影響していますが、公債費等の義務的経費へ充当する一般財源の増加も影響しており、今後、自然増する社会保障関係経費や償還のピークを迎える公債費、また、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増、さらには「新たな日常」に係る経費等、経常的に必要とされる一般財源は増加すると見込まれ、財政状況の硬直化が進むことが懸念されます。

なお、令和2年度の一般財源の内、町税は34億9,589万円程度、地方交付税が13億5,540万円程度の見込みとなり、特に町税は前年度決算額と比較すると6億5,482万円程度の大幅な減額となる見込みです。

また、令和3年度予算の見通しは、歳入において地方交付税は令和2年度の町税の状況から若干の増が見込めますが、町税については増収を見込めず、厳しい予算編成となる見込みです。

また、歳出では、先に各課の令和3年度予算の見通しを調査したところ、投資的経費の減額は見込めるものの、社会保障関係経費や公債費等の義務的経費の増が見込まれ、必要とする一般財源は大幅に増加すると見込んでいます。

このことから、令和3年度予算にあっては、必要とされる財源に対応するため、財政調整基金等の取り崩しを視野に入れなければ当初予算を編成できず、引き続き厳しい状況を予測しています。

このため、歳入では、町税や負担金等の徴収率の向上、各種料金の見直し、国・県支出金やその他特定財源の積極的な確保を図るなど、あらゆる創意工夫により財源創出に努めなければなりません。また、歳出においても目的を達成した事業や成果を見出せない事業は積極的に縮小・統合・廃止を進めるなど前例にとらわれない事務事業の見直しや更なる創意工夫により経常経費の縮減に努めなければなりません。

4 財政健全化に向けた取組について

(1) 実質公債費比率について

令和元年度決算の実質公債費比率は、6.3%（昨年度5.3%）となり、前年度と比較して1.0ポイントの増加となりました。今後についても、公債費の元利償還の増加傾向により、比率の上昇が懸念されますので、引き続き財政健全化のため、町債の新規発行の抑制や基金の積み立てを実施し、将来負担の軽減に努めます。

(2) 将来負担比率について

令和元年度決算の将来負担比率は、税収の大幅な増収に伴う町債残高の圧縮や財政調整基金をはじめとした各種基金への積立等により、62.6%（昨年度66.8%）となり、前年度と比較して4.2ポイントの減少となりました。この数値は、早期健全化基準を大きく下回っていますが、県内市町の平均を上回っているため、引き続き、町債の発行を可能な限り抑制するとともに、やむを得ず借入れをする場合でも交付税措置のある有利な地方債を活用するように努めます。

(3) 公会計の活用について

発生主義・複式簿記の導入および固定資産台帳の整備を特徴とする統一的な基準に基づく財務書類により、総合的な財務情報を把握し、財政の効率化・適正化等に努めます。

特に、公共施設等の老朽化の程度を示す有形固定資産減価償却率は、平成30年度末で69.2%（令和元年度末見込みでは70.7%）となり、類似団体と比較すると老朽化が進んでいる状況です。今後、公共施設等については、その多くが大規模改修の必要な時期を迎えることから、平成29年3月に策定した日野町公共施設等総合管理計画に基づき、施設毎に個別施設計画の策定を進めており、

費用の平準化を図りながら、順次、長寿命化対応を実施する必要があります。また、公共施設の適正管理の観点から、資産情報の全体を捉える公会計の活用を図ることにより、計画的な管理に繋げていくよう努めます。

5 重点施策への対応について

令和2年度は、第5次日野町総合計画の最終年度として、これまでの事業の総点検と施策目標の達成を図ることを目的として「重点化事業」を定め、選択と集中による予算配分を行いました。

令和3年度は、堀江町政1期目の公約を着実に実行すること、第6次日野町総合計画のスタートの年度であり、時代の変化に対応し、だれもが輝きともに創るまち“日野”を将来像として掲げた基本構想（案）に沿った政策と、具体的事業との関連性と効果を十分に議論しながら編成することとします。

一方、令和3年度の財政状況は、今年度よりもさらに厳しくなることが予測されます。全庁一丸となって戦略的な取組を推進するため、既存事業を大胆に見直ししながら、次に掲げる重点施策に沿って取り組む事務事業（以下「重点化事業」という。）を基本に、真に必要、緊急かつ有効な事務事業について、適切に予算に反映するものとします。

(1) 若者・ファミリーが元気なまち

- ・ 小学校の衛生環境の改善、GIGAスクール構想を活用した学校活動におけるICT環境の充実
- ・ 若者の定着のため、西大路地区定住宅地整備事業を中心とした定住団地整備
- ・ 待機児童解消のための保育定数の確保、子育て環境の充実

(2) 誰も取り残さない安心福祉のまち

- ・ 高齢者の移動支援や居場所づくりなど、住み慣れた地域での生活支援体制の充実
- ・ 町営バスの更新等による利便性向上、地域交通の充実への取り組み
- ・ 障がいのある方等が身近な場所で支援を受けられる相談体制等の充実
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策とコロナ後の時代を視野に入れた中長期的対策

(3) 地元産業がイキイキ元気なまち

- ・ 住宅リフォーム制度の継続等による地域内経済循環の推進と魅力ある商店づくりの促進
- ・ 体験型観光の推進による地域経済の活性化にむけた取り組み
- ・ 農業生産活動の充実のための中山間地域直接支払い制度の実現に向けた取り組み
- ・ ふるさと納税制度を通じた地元の特産品振興、地域に根差した地場産業の発展

(4) 次世代につなぐ持続可能なまち

- ・近江鉄道の存続に向けた、県や沿線自治体と一体となった活性化策の実現
- ・町道西大路鎌掛線整備、雨水排水事業の継続による社会資本整備の推進
- ・持続可能な住民サービスの実現のための公共施設の長寿命化・機能保全への取り組み
- ・住民の暮らしの安心・安全や犯罪抑止のための地域防犯への取り組み

(5) 財政健全化・行政サービス向上のまち

- ・官民を問わず、町の発展のために多様な視野・見方から政策立案のできる人材の登用
- ・水道料金の値下げに向けた取水費用、経常経費の抑制への継続的な取り組み
- ・ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保

6 予算編成の基本方針について

以上の認識のもと、令和3年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとしますので、十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いします。

- (1) 予算編成に当たっては、第5次日野町総合計画の総括と、第6次日野町総合計画の実現に向けての政策課題につき、各所属で充分協議を行うこととし、具体的事業においては、実施手法や執行体制を含めて検証したうえで、予算の積算に取り組むこと。
- (2) 各課とも、自らの政策判断と責任によって事業の必要性・効率性を判断し、既存の事業であっても、住民生活への影響を考慮しつつ、見直しを実施すること。
また、各課を横断する行政課題については、総合的に政策を推進するため、あらかじめ関係課で十分な調整と役割分担の明確化を行ったうえで要求すること。
- (3) 全般を通じ、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業も含めて、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直すこと。また、事業の委託先や実施主体の固定化、補助金や助成金の制度が硬直化していないかなど十分に検討すること。
- (4) 新規事業は、先に掲げた重点化事業、第6次日野町総合計画に沿った事業とすること。
新規事業の創出や既存事業の拡大は、目標や終期など設定し、既存事業の廃止・縮小を行った上で要求すること。
- (5) 予算の積算にあっては、前年度の支出実績によるものではなく、過去の決算状況も検証し、単価や数量などを細部にわたり調査すること。特に、前年度に予算流用を行ったもの、執行率が低いものは内容を精査し、真に必要な額を積算すること。

(6) 国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小される等、特定財源の見込めないものは、安易に一般財源に振り替えず、町にあっては制度そのものを見直すこと。

なお、財源として見込めるものは積極的に活用すること。

(7) 歳入にあつては、過去の実績や今後の見通しを分析し、的確な額を見込むこと、使用料や負担金等は、受益に見合った負担となるよう料金設定等を再検討すること。

(8) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（地方交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。

(9) 当初予算は、通年予算として位置づけることから、もれなく年間所要額を的確に見積もること。補正を前提としたもの、事業内容があいまいなものは見積もらない。

やむを得ず補正予算を行う場合、以下の事業のみ対象とする。

- ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの
- イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの
- ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算や事業の進捗状況に伴う精算に係るもの
- エ 給与関係経費に係るもの

これらの事項を前提としたうえ、原則として前年度予算額の範囲内で所要額を見積もることとされたい。また、一層の地方財政の自立、地方分権の推進が求められる中、「予算は自治体の政策決定である」ことを肝に銘じ、住民・議会からの要望事項、監査委員会の指摘事項についても十分配慮のうえ、職員一人ひとりが予算編成の主体となって課題に取り組まれるようお願いいたします。